

寒川町消防団の組織等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案							
～略～	～略～							
(災害等への出動)	(災害等への出動)							
第12条 消防団は、町の区域外の災害等に出動するときは、 <u>町長</u> の許可を得なければならない。ただし、出動際、区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくと従って区域外と判明したときは、この限りでない。	第12条 消防団は、町の区域外の災害等に出動するときは、 <u>消防長</u> の許可を得なければならない。ただし、出動際、区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくと従って区域外と判明したときは、この限りでない。							
～略～	～略～							
(消火及び水防等の活動)	(消火及び水防等の活動)							
第15条 災害等の現場において、死体を発見したときは、責任者は、 <u>町長</u> に報告するとともに警察職員又は検し員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。	第15条 災害等の現場において、死体を発見したときは、責任者は、 <u>消防長</u> に報告するとともに警察職員又は検し員が到着するまで、その現場を保存しなければならない。							
～略～	～略～							
(服制)	(服制)							
第21条 消防団員の服制については、消防庁の定める <u>準則</u> による。	第21条 消防団員の服制については、消防庁の定める <u>基準</u> による。							
～略～	～略～							
別表第2(第22条関係)	別表第2(第22条関係)							
貸与品名	貸与品名							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">制服</td> <td>冬服</td> </tr> <tr> <td>夏服</td> </tr> </table>	制服	冬服	夏服	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">制服</td> <td>冬服</td> </tr> <tr> <td>夏服</td> </tr> </table>	制服	冬服	夏服	
制服		冬服						
	夏服							
制服	冬服							
	夏服							
アポロキャップ	アポロキャップ							
活動服	活動服							
防火衣	防火衣							
防火帽	防火帽							
防寒衣	防寒衣							
雨衣	雨衣							
安全帽	安全帽							
革手袋	革手袋							
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%;">靴</td> <td>銀長靴</td> </tr> <tr> <td>編上靴</td> </tr> <tr> <td>半長靴</td> </tr> </table>	靴	銀長靴	編上靴	半長靴	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">靴</td> <td>長靴</td> </tr> <tr> <td>編上靴</td> </tr> </table>	靴	長靴	編上靴
靴		銀長靴						
		編上靴						
	半長靴							
靴	長靴							
	編上靴							
～略～	～略～							
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;">この規則は、公布の日から施行する。</p>							